

宮城教育大学基金

Miyagi University of Education Fund



国立大学法人
宮城教育大学

宮城教育大学基金へのご協力とお願い

宮城教育大学は、東北地方唯一の教員養成単科大学として、1965年の創立以来今日まで「教員養成教育に責任を負う」との理念の下、“優れた資質・能力を有志、学び続ける教師”の養成に力を注いでまいりました。本学では教師にとっての大切な資質・能力として、特に「人間力」を重視し、専門的な知識の取得に加え、サークル活動やボランティア活動、留学生との交流などを通じ、学生が充実したキャンパスライフを過ごし、豊かな人間力を養うことができるよう環境整備と活動支援を行っております。

宮城教育大学基金は、本学学生の修学支援に資することを目的に創設し、現在は附属学校も含めた本学の教育研究活動全体に展開しています。本基金の主旨にご賛同いただいた個人及び法人等（企業・団体等）の皆様からの篤志による寄附金により成り立っています。

今後とも、本学へのご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

寄附の目的は、次の9種類からお選びいただけます

本基金は、宮城教育大学基金事業全般へご支援いただくもののほか、8つの「特定基金」への寄附の、合計9種類のメニューを用意しています。

1. 宮城教育大学の事業全般への寄附（宮城教育大学基金）
次の支援事業を柱に、年度ごとに諸状況を勘案して計画します。
 - ◆成績が優秀な学生等への支援（奨学金、修学奨励金、留学費用の一部支援など）
 - ◆学生・大学公認団体の課外活動等への支援（活動費の一部支援など）
 - ◆附属学校全体に係る活動支援（校種横断行事など）
 - ◆教育研究環境の整備（課外活動施設・学生寄宿舍等の修繕及び整備など）
 2. 経済的に修学困難な学生への寄附「修学支援特定基金」（※個人寄附の税額控除対応）
 - ◆入学料、授業料の免除 ◆奨学金の給付
 - ◆海外留学に係る費用補助 ◆研修、教育実習に係る費用補助
 3. 研究支援事業への寄附「研究等支援特定基金」（※個人寄附の税額控除対応）
 - ◆自立した研究者として行う研究活動に関する援助
 - ◆学会等の参加に要する旅費その他の費用の補助
 4. 附属幼稚園への寄附（附属幼稚園振興基金）
 5. 附属小学校への寄附（附属小学校振興基金）
 6. 附属中学校への寄附（附属中学校振興基金）
 7. 附属特別支援学校への寄附（附属特別支援学校振興基金）
- 附属学校（幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校）それぞれの教育活動の充実への支援
- ◆先端的な教育活動の充実への支援 ◆国際交流活動への支援 ◆課外活動への支援
 - ◆専門支援員等人員配置への支援 ◆施設設備の充実に係る支援
8. 障害者修学支援事業への寄附（障害者修学支援特定基金）（※個人寄附の税額控除対応）
 - ◆個々の学生の障害の状態に応じた合理的配慮の提供（サポート機器類の充実等）
 - ◆施設整備のバリアフリー化
 9. 創立記念事業への寄附（周年事業特定基金）
 - ◆記念式典等周年行事への支援 ◆記念誌作成の支援

ご寄附のお申込み方法



本基金へは、以下の方法でご寄附いただけます。

ご不明な点がございましたら、お気軽に本学担当までご連絡ください。

◆インターネットでのお申込み（クレジットカード決済、コンビニ決済、Pay-easy 決済によるお支払い）

※寄附お申込みサイトからお申込みとなります。

<https://www.miyakyo-u.ac.jp/about/university-efforts/education-fund/index.html>



◆ゆうちょ銀行・郵便局からのお申込み（振込取扱票によるお支払い）

払込取扱票をお送りしますので、下記窓口まで住所・氏名・電話番号をご連絡いただきますようお願いいたします。

窓口：財務課経理係

Email: keiri@grp.miyakyo-u.ac.jp

TEL 022-214-3315



ご寄附への謝意について

ご寄附いただきました皆様への感謝の意を込めて、以下の顕彰をご用意しております。

◆ご芳名の掲載

ご寄附いただきました皆様に深く感謝の意を込めまして、ご芳名を宮城教育大学基金ウェブサイト等広報媒体に掲載し広くお知らせします。

なお、お名前の公表を希望されない方については、お名前の公開はいたしません。

◆感謝状及び記念品の贈呈

累計寄附金額が 100 万円以上（個人は 10 万円以上）の高額なご寄附をいただいた方には、学長から感謝状と記念品を贈呈いたします。



〔個人情報取り扱いについて〕

寄附者のご芳名、住所及び電話番号、Email については、基金に係る事業の目的で利用するものであり、ご本人の同意を得ないでこの目的以外に利用し又は第三者へ提供することはありません。

税法上の優遇措置

宮城教育大学基金へのご寄附については、税制上の優遇措置が受けられます。

個人の皆様

◆所得及び所得税の寄附金による控除

寄附金の控除には(A)所得控除と(B)税額控除の2種類があります。(A)所得控除については9種類すべてに適用されるとともに、(B)税額控除についても「修学支援特定基金」「研究等支援特定基金」「障害者修学支援特定基金」にご寄附された分は適用となります。(A)所得控除制度と(B)税額控除制度のうち、確定申告の際、寄附者(納税者)の選択により、どちらか一方の有利な制度を選択することが認められています。

(A) 所得控除

寄附金額から2,000円を引いた額を、所得税の課税所得金額から控除できます。

$$(\text{寄附金額} \times 1 - 2,000 \text{円}) \times \text{所得に応じた税率} = \text{所得控除額}$$

(B) 税額控除

個人が寄附した金額の一定割合を、所得税額から直接控除することができる制度です。税率に関係なく所得金額から直接控除されるため、多くの方にとって、所得控除と比較して減税効果が大きくなります。

$$(\text{寄附金額} \times 1 - 2,000 \text{円}) \times 40\% = \text{減税額} \times 2$$

※1……控除対象となる寄附金額は、当該年の総所得金額等の40%が限度

※2……税額控除額は、当該年の所得税額の25%を限度

◆個人住民税の寄附金による控除

本学へご寄附された翌年1月1日現在、指定行政区域※3にお住まいの方は、個人住民税の寄附金税額控除を受けることができます。

$$(\text{寄附金額} \times 4 - 2,000 \text{円}) \times \text{住民税控除率} \times 5 = \text{住民税控除額}$$

※3……本学に対する寄附金を寄附金控除対象として条例で指定している都道府県、市町村

宮城県、仙台市、多賀城市、石巻市、富谷市、亶理町、女川町

※4……控除対象となる寄附金額は、当該年度の総所得金額等の30%が限度

※5……住民税控除率は、都道府県の指定は4%、市町村の指定は6%、双方該当の場合は10%

法人の皆様

寄附金は、当該法人の事業年度の所得の計算上、全額を損金算入することができます。

宮城教育大学基金運営委員会事務局

お問い合わせ窓口：宮城教育大学学生課

〒980-0845 仙台市青葉区荒巻字青葉 149

Email: kikin-office@grp.miyakyo-u.ac.jp

TEL: 022-214-3595, 3691

FAX: 022-214-3342

URL: <https://www.miyakyo-u.ac.jp/>

